

事 務 連 絡
令和元年 5 月 2 1 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

障害児通所支援の提供における安全管理の徹底について（通知）

平素より、東京都の障害児・者施策の推進にご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児 2 名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、事務連絡「児童発達支援の提供における安全管理の徹底について」が発出されました。

都内の各障害児通所支援事業所におかれましては、障害児通所支援の提供にあたり、上記、国通知の内容及び下記事項について十分ご留意の上、障害児通所支援の提供における安全管理の徹底に努めていただくとともに、事故等が発生した場合には、速やかに都及び事業所所在区市町村への報告をお願いいたします。

記

1 事故発生時の対応について

指定障害児通所支援事業者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下、「基準省令」という。）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 139 号。以下、「条例」という。）等に基づき事業所運営を行っているところですが、事故発生時の対応については、特に以下の法令の規定について、遵守するようお願いします。

(1) 基準省令第 5 2 条（事故発生時の対応）

指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（基準省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14、第79条の規定により準用する場合を含む。）

(2) 条例第50条（事故発生時の対応）

指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。（条例第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9、第83条の規定により準用する場合を含む。）

2 その他

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においては、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、施設外も含めた支援の提供中の事故等の防止に向けた安全対策について一層の取組をお願いいたします。

<参考>

○児童発達支援ガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai-hokenfukushibu/0000171670.pdf>

○放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihofen-fukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>

○施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（東京都通知）

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=067-027>

以上

担当

東京都福祉保健局障害者施策推進部

施設サービス支援課児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374

事 務 連 絡
令和元年 5 月 10 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等での保育における安全管理の徹底について

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児 2 名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

当該事故において、現時点では保育所の対応に問題のある点は確認されておりませんが、保育中の事故防止及び安全対策については、保育所保育指針（平成29年厚生労働大臣告示第117号。以下「指針」という。）及びその解説においてお示ししているところであり（別紙参照）、保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認を含め、改めてその取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いただきますようお願いいたします。

併せて、指針及びその解説でお示ししているとおり（別紙参照）、保育所外での活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要な活動であり、移動も含め安全に十分配慮しつつ、引き続き積極的に活用いただきますようお願いいたします。

○ 保育所保育指針解説（平成 30 年 3 月 厚生労働省編）（抄）

第 2 章 保育の内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項

（3）家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

（解説）

子どもの発達を支えるためには、保育所と家庭及び地域社会における生活経験が、それぞれに実感を伴い充実したものとなることはもちろん、相互に密接に結び付くことが重要である。

保育所での遊びや活動の中で子どもたちが味わった様々な実体験が、家庭や地域での生活に生かされるとともに、家庭や地域社会において子どもが身近な環境に触れそれぞれ経験したことが、保育所での生活に生かされていくことが大切である。こうしたことにより子どもは、身の回りの事物に対する興味、関心を広げ、周囲の人々との関わりをより豊かなものにしながら、友達との関わりを深めていく。

したがって、保育所保育に当たっては、家庭や地域社会を含めた子どもの生活全体を視野に入れながら、子どもの抱いている興味や関心、置かれている状況などに即して、必要な経験とそれにふさわしい環境の構成を考えることが求められる。

そのためには、保育士等自身が地域における一人の生活者としての視点や感覚をもちながら毎日の生活を営む中で、家庭や地域社会と日常的に十分な連携をとり、一人一人の子どもの生活全体について互いに理解を深めることが不可欠となる。

また、都市化や核家族化などが進む中で、日常生活において、地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流したり、社会の様々な文化や伝統に触れたりする直接的な体験が不足しがちとなっている子どもも多い。

保育所ではこれらのことを十分に踏まえて、保育所内外において子どもが豊かな体験を得る機会を積極的に設けることが必要である。その際、特に保育所外での活動においては、移動も含め安全に十分配慮することはもちろんのこと、子どもの発達やその時々をの状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験ができるよう指導計画に基づいて実施することが重要となる。

様々な地域の資源から協力を得るためには、保育士等が日頃から身近な地域社会の実情を把握しておくと同時に、地域から保育所の存在やその役割が認知され、子どもや保育について理解や親しみをもって見守られていることが前提となる。

地域社会との積極的な交流や保育に関する情報の発信など、地域と密な連携を図りながら、子どもの生活がより充実したものとなるよう取り組むことが求められる。

第3章 健康及び安全

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

(解説)

事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。

日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録し、その結果に基づいて問題のある箇所を改善し、全職員と情報を共有しておく。

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。

また、保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもの確実に観察することが重要である。

重大事故の発生防止のため、あと一步で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。

さらに、子どもが家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図るとともに、交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むことも重要である。

事 務 連 絡
令和元年5月10日

都道府県
各 指定都市 障害児支援担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童発達支援の提供における安全管理の徹底について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課の連名により、保育中の事故防止及び安全対策について、保育所保育指針（平成29年厚生労働大臣告示第117号）に示す取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いただくよう、事務連絡「保育所等での保育における安全管理の徹底について」を発出致しております（別添参考）。

児童発達支援事業所における児童発達支援の提供に当たっても、「児童発達支援ガイドライン」（別紙）に基づき、施設外も含めた支援の提供中の事故等の防止に向けた安全対策について、引き続き徹底を図っていただきますよう、管内市町村及び児童発達支援事業所へ周知をお願いいたします。

○ 児童発達支援ガイドライン（平成 29 年 7 月 24 日障害保健福祉部長通知）（抄）

第 5 章 児童発達支援の提供体制

4 衛生管理、安全対策

（4）安全確保

- 職員は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまう子ども等もいるため、子どもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行う必要である。

- 設置者・管理者は、発生した事故事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有することが必要である。

参考：児童発達支援ガイドライン 全文（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

各指定障害児通所支援事業所 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
鈴木 和 典
(公印省略)

障害児通所支援事業所における送迎バス等の乗降時の確認の徹底及び安全装置の適正使用について（通知）

平素より、東京都における障害福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

送迎用バスに対する安全管理の徹底については、令和 5 年 6 月 1 4 日付けの補助金の交付申請依頼と併せて既に通知をお送りしておりますが、**今般、都内の認可外保育施設において園外活動時にバス車内への児童の置き去り事故が発生しました。**

今後も暑さが続き、熱中症のリスクが高いことを踏まえ、送迎を実施している事業所におかれましては、下記のとおり、改めて送迎時の児童の安全管理を徹底いただきますよう、お願いいたします。

記

1 事故の概要について

令和 5 年 8 月 2 8 日、都内の認可外保育施設において、園外活動からの帰園時に、エンジンを切った状態のバス車内に児童 2 名が置き去りになる事案が発生しました。

当該施設において、児童が降車する際の所在確認が行われていなかったこと及び使用するバスには置き去りを防止するための安全装置が設置されていましたが適正に使用されていなかったことなどが原因と考えられます。

なお、現在まで児童の健康状態に異常は見られていません。

2 送迎バス乗降時の確認の徹底について

児童の乗車及び降車の際には、点呼その他の方法により児童の所在を確認することは、本年 4 月から「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」で義務付けられています。

乗降時の児童の人数や名前の複数の職員でのダブルチェックによる置き去り防止や、降車時・降車後の車内確認による見落とし防止、運転手等に確認を促すチェックシートの活用など、児童が乗車・降車する際の所在確認の確実な実施の徹底をお願いいたします。

都では幼稚園、保育所等を対象とした講習会において、具体的な対策方法について紹介していますので、参考としてください。

また、安全対策は、複数の予防策を組み合わせることが効果的です。その他の対策についても、あわせて講じるようお願いいたします。

【参考】

令和4年10月の「子供のバス送迎・安全対策講習会第1回」からの抜粋資料
(すぐに取り組める安全対策の御紹介)

※講習会の資料及び動画は、以下の東京都福祉局HPに掲載しています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo//hoiku/kodomo_bus_anzen.html

3 安全装置の適正使用について

児童の置き去りを防止するための安全装置の導入後においては、定められた方法で使用するとともに、定期的に電源やセンサー、スピーカー等の作動状況を確認し、児童の置き去りを未然に防止することができるよう、適正な安全装置の使用の徹底をお願いいたします。

警報音の機能を切るような不適切な使用をしないよう事業所内で周知徹底してください。

4 安全装置の導入支援（補助事業）について

都では、「障害児通所支援事業所における送迎バス等安全対策支援事業補助金」を令和5年度において実施しております。送迎車両の置き去り防止に係る経費については、本補助事業を活用し、安全対策の確実な実施をお願いいたします。

【東京都障害者サービス情報（送迎の安全対策等に関する資料）】

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-041>

・補助金に関するお問い合わせ（質問フォーム）

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1674784216504>

5 担当

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当

電話番号 03（5320）4380（直通）

※安全装置の導入支援の補助金に関するお問い合わせは、上記4の質問フォームからお願いいたします。

すぐに取り組める安全対策のご紹介

～緊急点検回答及び回答についてのヒアリングから～

※本資料は令和4年10月の「子供のバス送迎・安全対策講習会第1回」からの抜粋資料です。



①-1 送迎バスの運行時の取り組み（置き去り防止）

2

当日の乗車名簿を作成し、名前や人数と突合

座席を決める等、本人確認をしやすい環境づくり

複数職員で声出しなど、確実な点呼を実施

正確な情報に基づき、
確認しやすい状況を作り、
複数人で確認

【ご回答内容】

- 便数ごとに名簿を作成し、バス乗降時に子供の人数や名前等を、複数の職員でダブルチェック。
- 名前と人数を名簿で突合するとともに、バス停の番号が記された座席に座る。
- 乗車前に子供を並ばせ、点呼・人数確認を行い、バス名簿順の座席に座る。
- バス経路順に名簿を作成し、子供の乗車順に後方から座席に座る。（年度初めに保護者に乗車順を伝えている。）降車時は、前方から順に降りる。また、全員が降りた後、バス乗車担当が、後方から座席の消毒、忘れ物の確認を行う。
- 降車時に人数等を確認する際、降車に携わる全ての職員間で声に出して点呼

①-2 送迎バスの運行時の取り組み（置き去り防止）

3

バス乗降アプリや出欠確認アプリの活用

バス内に無線通信機を搭載



正確な情報をリアルタイムで共有できるシステムの導入

【ご回答内容】

- バス乗降アプリから当日のバス利用の有無を示したコース表を印刷し、出欠確認
- バス予約システムで当日、利用する子供を把握し、名簿を作成
- 出欠連絡やバス乗車の有無を出欠確認アプリにより職員間で共有・確認できるようにしている。
- バス内に無線通信機を搭載しており、園事務室との間で急な欠席連絡や乗降場所変更等の連絡を取り合うことができる仕組みを取っている。

② 降車後の再確認の取り組み（見落とし防止）

複数の職員が個別に車内確認

清掃や消毒など、他の業務を兼ねた再確認

点検実施済の可視化



複数の目で複数回の確認
が無理なくできるよう、業務
手順に組み込む

【ご回答内容】

- 降車時に加え、降車後の車内確認を計 3 回行う。（保育士が 1 回目・運転手が 2 回目、最終消毒に戻ってきた保育士が 3 回目）
- 園児降車後に、忘れ物確認とともに全座席の清掃・消毒を行い、その際にも車内全体を確認している。
- 園児がバスを降車した後の車内最終確認後、「安全点検済」の表示をバスに掲示し、可視化している。
- 保育開始時や場面の切り替えのタイミングで必ず点呼や名簿との突合により確認している。

③ 組織としての情報連携の取り組み(組織的な安全対策)⁵

何事も、担当職員以外にも共有

子供一人一人を認識し、寄り添う姿勢

ホワイトボードやマニュアル・掲示物での可視化



日頃から職員同士が情報を共有することで、異変に気が付きやすくする

【ご回答内容】

- ヒューマンエラーが起こることを前提に、バス運用に限らず何事においても二重、三重に確実に行うよう努めている。
- 普段バス乗車を行わない職員にも確認手順等を周知している。
- 乗降の確認は、人数の把握だけにとどまらず、子供一人一人をしっかり認識し、個性や性格を理解して寄り添う姿勢が、とても大切
- バス運用に限らず確認方法や情報伝達方法をマニュアルや掲示物で可視化し、職員間で定期的にルールを確認している。
- バス当番の職員が、当日のバス乗車人数や降車人数などの報告事項を各クラスのホワイトボードに記入し、職員間で共有

④ 万が一の時のための備え（子供に対する取り組み）

6

子供でも扱える警報機器の設置



すぐできる備えに加え、
ヒューマンエラーを補う安全
装置の設置が今後義務付
けられる

【ご回答内容】

- ・ 車内昇降口付近に紐を引くタイプの市販の防犯ブザーを取り付けており、非常時には紐を引いて知らせるよう、子供に周知している。
- ・ 車内昇降口付近に非常用ボタン（市販、子供でも押せる大きめのもの）を設置し、ボタンを押すと職員室内で非常ベルが鳴る仕組みにしており、子供に周知している。

⑤-1 ヒヤリハット事案からの気づき

【事案①】

登園時のバスから園児を降ろした際、添乗に不慣れな職員がバス全体を確認せず、寝ていた園児を見逃した。バスを移動させた際に園児が目を覚まし、事故には至らなかった。



(気づき) 全職員が確認手順等を正しく認識することが大切
職員に対する研修等においてヒヤリハット事案や確認手順の共有が必要

【事案②】

登園時のバスから園児を降ろした後、運転手による最終確認時、寝ていた園児を発見し、事故には至らなかった。



(気づき) ダブルチェックが漏れれば事故につながる恐れがあった。
園児降車時に複数職員で確認を行うこと等により、事故を未然に防ぐ効果が高まる。

⑤-2 ヒヤリハット事案からの気づき

【事案③】

- ・バス内で嘔吐した子がいたことに気を取られ、降車時、園児の見落としがあった。
運転手による最終確認時に発見し、事故には至らなかった。
- ・登園時のバスから園児を降ろした後、行事の開催に伴い、通常と違う場所にバスを停めた際、園児の降ろし忘れが発生。車内の園児に気づいた職員が発見し、事故には至らなかった。



(気づき) 普段と違う動きが生じた際ほど事故につながる恐れがある。
場所や状況が変わっても確認手順を漏れなく、複数名で行うことが大切

【事案④】

保護者からバス降車場所変更の連絡を受けていたが、変更前の降車場所で降ろしてしまった。



(気づき) 情報伝達ミスや伝達漏れによるもの。連絡や情報伝達のルールを設け、
ダブルチェック等を行うことが有効

⑥ 毎日使えるチェックシート（国の例示）等

【日々の送迎時における見落とし防止】

- ・ 運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に子供の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。

【こどものバス送迎・安全徹底マニュアル】

- ・ 送迎用バス運行に当たっての各園での取組の補助資料として国が作成
- ・ バス送迎の業務の流れに沿ったポイント等を整理

※マニュアルは以下のHPに掲載されていますので、ご活用ください。
（右記のチェックシートも、wordファイルで掲載しており、各施設の状況に応じて編集可能です。）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen_kanri.html

チェックシートの活用例

10月1日(月): **登園** / 降園

- ☒ 同乗職員は、バスに乗る こどもの数を数えた。
- ☒ 同乗職員は、バスから降りた こどもの数を数え、全員が降りたことを確認した。
- ☒ 同乗職員は、連絡のない こどもの欠席について、出席管理責任者に確認した。
- ☒ 運転手は、バスを離れる前に、車内に こどもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認した。

運 転 手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____